

お知らせ

消防団協力事業所表示制度

総務課

近年の就業構造の変化により、消防団員の約7割がサラリーマンであり、今後、地域の安全と安心を守る団員数の減少と地域防災力の低下が心配されます。

そのため、サラリーマンでも消防団に入団しやすく、活動しやすい環境づくりを進めることが急務となっています。

町では、現在、消防団協力事業所表示制度を推進しています。



消防団協力事業所に認定されると、表示証を交付し事業所に掲示していただきますので、事業所の社会的信頼性向上とイメージアップにつながります。

【消防団協力事業所になるためには】

次のいずれかに該当している場合に認定されます。

1. 従業員2人以上が笠松町消防団に入団している。
2. 従業員の消防団活動に積極的に配慮している。
3. 災害時などに事業所の資機材などを消防団に提供するなど協力をしている。
4. その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

【問合先】 総務課

お知らせ

固定資産価格の縦覧

税務課

固定資産税の納税者の方が、自己所有の土地や家屋の評価額を、周辺の土地・建物と比較し、価格の適正さを「土地・家屋価格等縦覧帳簿」で確認することができます。

なお、個人情報に関すること(所有者、課税標準額、税額)は縦覧の対象ではありません。

【縦覧期間】 4月1日(火)～30日(水)

(土・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

【縦覧場所】 税務課

【縦覧できる方】

- ・ 固定資産税(土地・家屋)の納税者
- ・ 納税者の同居の親族
- ・ 納税者の代理人(委任状の提示が必要)

【持ち物】

- ・ 本人または本人と同居の親族であることが証明できるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証など)
- ・ 印鑑
- ・ 代理人は委任状

※縦覧期間以外は、土地・家屋等縦覧帳簿の公開は一切できませんので、ご了承ください。

※償却資産は縦覧対象外ですので、閲覧申請をしていただく必要があります。

【問合先】 税務課

お知らせ

防災行政無線受信機のご確認を

総務課

防災行政無線放送は災害時の情報はもとより、行政のお知らせなどを伝達して、町民の皆さまに安全と安心を提供しています。

いざという時、大切な情報を正しく聞くことができるよう常日ごろから、ご家庭の個別受信機の受信状況や使用方法を確認しておきましょう。また、液漏れや機器の老朽によって故障している場合は、新しい機器と交換しますので総務課までお越しください。

【問合先】 総務課

【個別受信機の使用方法】

1. 電源プラグはしっかりとコンセントに差し込みましょう。
2. 平常時は電池を入れなくてください。
(注意)電池は停電時のため受信機の近くに用意してください。
3. アンテナをしっかりと伸ばしてください。
4. スイッチは常に「電源入」または「防災」の位置にしておいてください。
5. 冷蔵庫やテレビなどの電化製品の近くは避け、安定する場所に設置してください。

いっしょに子育て

笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66

TEL:058-387-9155

<http://www.tsumiki.ed.jp>

あなたのお店を紹介してみませんか?

広報紙 広告募集

1号 1枠5,000円 【問合先】企画課